



2022年5月24日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 逸 郎  
(コード番号 4553 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 田 中 政 男  
(TEL 06-6900-9102)

### 当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

2022年3月24日付で公表しました、ピタバスタチン Ca・OD 錠「トーワ」の損害賠償請求訴訟に関わる判決（第一審）に対し、今般、当社に対して控訴の提起がなされ、訴状を受領しましたので、下記の通りお知らせします。

#### 記

#### 1. 控訴の提起がなされた裁判所および日付

- (1) 裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 控訴年月日：2022年4月6日（控訴状送達日：2022年5月23日）

#### 2. 控訴を提起した者の概要

- (1) 控訴人：興和株式会社
- (2) 所在地：愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 三輪芳弘

#### 3. 控訴が提起されるに至った経緯

興和株式会社が、製剤特許（特許第 5190159 号）（以下「本件特許権」）が当社製品の製造販売によって侵害されたとして、2018年6月、2019年3月、2020年3月及び2021年3月に当社に対し4つの損害賠償請求訴訟（請求総額 約 188 億円）を提起し、東京地方裁判所にて併合審理されておりましたが、2022年3月24日、東京地方裁判所（第一審）は、本件特許権が無効とされるべきものとの判断に基づき同社の請求を棄却する判決を言い渡しました。

#### 4. 控訴の趣旨

控訴人が上記の第一審判決を不服として控訴を提起したものです。

#### 5. 今後の見通し

本訴訟とは別に特許庁において係属中の無効審判請求と並行して、引き続き控訴審においても本件特許権の無効を主張して争っていく方針です。なお、現在製造販売しているピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg「トーワ」は、製剤処方の変更を実施済みであり、本件訴訟の対象ではありません。

以上